

日米企業文化にみる 知的財産戦略の比較 (1)*

——「アイデア」か「モノづくり」か——

マノジュ L. シュレスト

1. 「アイデア」か「モノづくり」か
2. エマージングマーケットと知的財産権
3. 米国における「知的財産権問題」の特異性
4. 米国経済と知的財産権政策
 - (1) 「アイデア」を保護せよ
 - (2) アンチパテント時代
 - (3) プロパテント時代
 - (4) パテント政策とAT&Tの企業戦略
 - (5) 米国の直接投資における知的財産権保護の影響
5. 米国企業からみた日本型知的財産権保護 (以下次号)
 - (1) 日本における特許制度
 - (2) 米国系企業の不満
6. 知的財産権をめぐる企業文化を考える
 - (1) 研究開発にみる日米比較
 - (2) 特許出願における日米比較
 - (3) 「アイデア」から「モノづくり」へ

1. 「アイデア」か「モノづくり」か

マイクロチップの発明者であり、「アメリカ半導体産業の父」と呼ばれた Robert N. Noyceは、1980年、インテル社の自分のオフィスでのNHKイ

* なお、本稿は平成8年度 財団法人 村田学術振興財団による助成を受けた研究成果の一部である。

インタビューに対して以下のように語っている。

「日本人はパーティにやってきて、主人が精魂込めてつくった料理のおいしいところだけをつまみ食いで、他の連中にはいつも食べカスだけを残していく無礼な客といった見方もありますね。これは私が言ったものではありませんよ。しかし、実によく日本的な振る舞いを言い当てていると思います。実際振り返ってみると、日本のやり方というのはいつもこうでしたから。つまり、外国の新しい技術革新を真似して、それを改良することに情熱を注ぐわけです。そして、それらを、高い品質で、安くつくる。確かに半導体製品の製造技術ではすばらしい成果を上げたと思いますが、しかし、日本のエンジニアたち一人一人が、どれほど世界の技術革新に貢献したか。つまり革命的な技術を生み出したかということになると、いかがなものでしょうかね。」⁽¹⁾

これとは対照的に、トランジスタが誕生した直後に、元通産省工業技術院電気試験所に研究員として入所し、それ以来長く半導体の発展とともに歩んできた元ソニー中央研究所所長の菊池誠氏は以下のようなことを述べている。⁽²⁾

「模倣と創造というのは対置概念ではないと思う。僕が癪癪を起こして本をポンと投げると、僕の子どもが急いでやって来て同じようにポンと投げる。つまり、知的な活動ってのは真似するってことと不可分なんです。学ぶ意欲、知的な活動力のある人ほど、何かを取り入れようとしますから、「真似る」というプロセスが必ず入るんです。だから、真似ってのは、クリエイティビティの第一歩だと思っているわけ。・・・外国人は日本人がトランジスタにしる何にしる、エレクトロニクスみたいな物を何でも真似すると非難しますね。アメリカのアイデアを日本が盗むと。じゃあ、アイデアだけ盗んで商品がいきなりできるかって言うと、これはできない。アイデアからディベロップして、ディベロップしたものを商品にして量産するまでには10倍、

(1) 相田洋, 『電子立国日本の自叙伝』, 日本放送出版協会, 1996年, 264-265頁。

(2) 同上, 267-268頁。

100倍、1000倍も力が要るわけです。日本のように戦争に敗けてレベルの低いところから始めなければならなかった国はある段階ではどうしても模倣をしなきゃならなかった。だから日本は、物をモディファイする力はあるけど、クリエイティブな力がないとか、創造性に欠けるという議論は、単純過ぎると僕は思っているんです。」

「アイデア」か「モノづくり」か、そのどちらが産業的貢献を果たし得るのか、という問題は、留まることを知らない技術革新における究極のテーマである。この問題は技術が進歩しつづける限り常に存在する「クリエイター」と、それを追いかけて製品化していく「フォロアー」間の普遍的な課題でもある。そして、いつしか、産業的発展を究極の目的として発明を奨励するため、創造された新技術に対しての独占権が付与される制度を人類が創設するようになって、この問題は「報酬を受ける権利」と結びついた。

また、近年、「アイデア」を出す者が必ずしも「モノづくり」に従事しない、あるいは、「モノづくり」においてそれ程優位性を示さない現象が顕著化するにつれ、この問題はより複雑な課題へと発展した。

そして、遂には本来「発見」とするべき数字上の成果までもが「発明」の分野に組み入れられる現象が米国では見られている。すでに、1972年には十進法を2進法に変換する数式の特許申請が公式や数式は自然法則の1つであるという観点から拒絶されていたが、1981年に米国最高裁判所は一転して、

(3) 線形計画法等の数学的解法は本来特許の対象ではない。この点について、後述するカーマーカーは、この解法を純数学的に用いることをクレームしたのではなく、産業的応用性についてのみをクレームしたと明細書で述べている。産業的な応用のみをクレームしたのであれば、「数学的な知識自体はクレームされておらず、学問的知識自体を特許により独占するとの不都合は生じない」ということにより、カーマーカーの解法は米国の特許対象となった。ただし、これらの応用の範囲は極めて広いため、産業的な応用であれば、ほとんどすべてがこのクレームに含まれてしまうことになる。これにより、実質的には数学を特許の対象から除外した伝統的なハードルが越えられてしまったとの指摘もある。(塩入明、『日米特許摩擦』、1993年、95頁。)

日米企業文化にみる知的財産戦略の比較（１）（マノジュ L. シュレスト）

自然法則、数式、公式がすでにある構造・プロセスに適用された場合、あるいは数式でも独創性や新規性が認められるのであるならば、特許の対象となると判断し、遂には1990年、暗号に関するソフトウェアの特許を認めるに至っている。これは、実際にモノを製造しなくとも、「アイデア」だけで特許がとれる段階にまで米国が来ていることを意味する。⁽⁴⁾

現在の日本がこの段階にまで到達しているとは勿論言えないが、企業がますます多国籍化している現状からみれば、近い将来、日系企業の中にもこのような米国の「アイデア」保護体制の影響を少なからず被る企業が出ないとは言えないであろう。そして、日本の知的財産権保護制度が米国流の保護制度の影響を今後も受けるのであれば、この「アイデア」か「モノづくり」という問題は、米国企業と日本企業という2つの異文化の企業摩擦を越えたより普遍的な問題として、グローバル経済に深くかかわってくるであろう。

「アイデア」だけで相当の利益を稼ぎ出せる制度を有する国の企業が、他者の「アイデア」を改良し、製品化することに特に秀でた国の企業を、その「アイデア」の利用方法が不当であると訴える。「アイデア」の創造は偉業である。では、一般大衆が利用できる製品として、その「アイデア」に創意工夫を施して、世に出した行為はどうか。「アイデア」に独占権を与えたところの制度が、その独占権付与と引換えに创作者に求めたのは「そのアイデア利用による産業発展」であった。確かに、技術が複雑化した現在、ある「アイデア」の創造にも莫大な費用と努力が必要であろう。しかし、それ

(4) 「アイデア」か「モノづくり」かを議論するにあたって、「アイデア」の創造のためのR&D（研究開発）に莫大な資本が投下されている点に注目し、「アイデア」のみで稼ぐ点を批判する追随者をむしろ「怠け者」扱いする論者も多い。無体であっても、経営資源であるから、当然権利化され、そこから報酬を受けるのは当然であるとの見解である。しかし、数式の特許化、「モノづくり」とは直結しない「アイデア」、すでに「常識」として長年利用が行われてきた方法がある日独占されることの社会への弊害を省みると、有体の財産と無体である知的財産が全く同じようにとらえられてもよいのかには疑問の余地がある。

までの数学の成果の積み重ねの上に発見された新しい解法に対する特許や、人工知能（AI）を使用して、こんな自動化された自動車があればよいというような夢を「適用自動車」と名づけて、特許の対象としてしまうような現実には、米国がその建国の精神で唱えた「アイデア」保護の伝統にどこまで踏襲しているのか。

しかし、一方で、いくら「モノづくり」に卓越しているからとしても、創造的技術の「発見」や「発明」を生み出す基礎研究にそれほど積極的でないとの指摘を受けざるをえない研究開発構造にも問題があることは忘れてはいけない。特許の出願数では米国を大きく引き離しているものの、その80%は基本特許を改良したにすぎない「独創性がない」とされる日本⁽⁵⁾、欧米から導入した技術を使って安い製品を大量に製造するという明治以来の体質のまま、「先例依存体質」を拭えず「異質なモノ」「オンリーワン」を嫌う研究風土を維持しているといわれる日本がそのような風土を依然として有していることが現実であるならば、日本はその風土のまま、アジア諸国の技術的追い上げの中、いかにして来るべき世紀を迎えうのか。その問題点の検討も同時に行わなければならないことは言うまでもなからう。

本稿は、まず世界経済における知的財産権の現代的意味を問い、そして、日米の知的財産権制度の変遷に沿って両国の企業間に見られた摩擦の背景を検証し、両国の知的財産権保護文化の中で醸成されてきた企業文化に考察を加えるものであるが、最終的には今後の知識集約型社会においてより一層拮抗がみられるであろう「アイデア」か「モノづくり」かという課題への検討を射程に置いている。

(5) 『日本経済新聞』、1997年、6月30日付。

2. エマージングマーケットと知的財産権

知的財産権をめぐる日米の企業文化を考察する以前に、再度、知的財産権の問題が日米間に特異な問題でないことをエマージングマーケットとの関わりから確認しておく必要性があろう。現代社会に構築されつつある新たな市場、世界経済における知的財産権の重要性については Nova Southeastern 大学の Belay Seyoum 教授が以下の点を指摘している。⁽⁶⁾

- (1) 世界的にみても、多くの国で長年強い競争力を維持してきた成熟企業が市場成長率の鈍化と低賃金諸国の産業的発展によるプレッシャーに直面している現状では、新しいグローバル経済における競争は高価値の製品を中心に展開せざるをえない。
- (2) 大量生産を使命として組織され、展開されてきた国家経済が、次第に特定の消費者独自のニーズを満たすべく機能し始めていること。すなわち、大量生産から高価値生産へのこの移行が、自社の製品、システム、工場、人材の継続的な革新に基づく競争を企業に求めている。
- (3) 出現してきた高価値経済においては、製品は国際的な部品から製造されている。すなわち、各部品は多くの異なった地域において効率よく製造され、知的及び経済的資本がそのためにどこからでも集められるのである。

それ故に、技術革新、熟練労働者、高い生産性という要素が新しいグローバル経済では求められ、そこに知的財産権保護の普遍的重要性がより顕在化してくるのである。そして、技術によって創設された競争優位性というものは適切な知的財産権の保護なくしては持続しえないものである。適切な保護

(6) Belay Seyoum, "The Impact of Intellectual Property Rights on Foreign Direct Investment", *Columbia Journal of World Business*, Vol.31, No.1(Spring 1996), p.52.

のない状態は技術革新、創作行為に対する投資を閉塞する故に、経済成長及び国際貿易の発展を妨げることになる。そして、また不正にコピーされるかもしれないという恐怖は技術集約的産業を阻害し、それが既に国際的取引の対象となっている製品である場合には、既存の貿易構造に大きな影響を与えるのである。

日米間における知的財産権問題も、このような経済的背景の中で、国家の競争力回復戦略と連動し、顕在化している問題である点は認識しておかなければならない。以下ではそのような世界経済の動向の中でも特に際だって特徴的な米国における「知的財産権」の意義を検討する。

3. 米国における「知的財産権問題」の特異性

「・・・1980年代に米国経済を作り変えていった3つの要因を挙げるとするならば、それは、グローバリゼーション、新技術の創造と応用、そして、知識集約型経済へのシフトであると言えることができるであろう。米国の経済成長における知的財産権の歴史的役割を顧みるとき、創造し、応用するという能力が常に米国経済の躍進力を担ってきたというだけでなく、それが将来の競争力にもなり続けるであろうことを人は理解するであろう。この歴史の見解から到達する結論、それは来世紀において、米国の経済成長及び競争力は、いかに米国が知的財産を創造し、所有し、保持し、保護できるのか、そして、いかに連邦政府は民間部門における研究開発投資のインセンティブを創り出し、海外での知的財産権保護を促進し、貿易障壁を撤廃し、全世界で米国の利益を保護して、経済を成長させていくかによって決定されることになるであろう。」⁽⁷⁾

(7) Bruce A. Lehman, "Intellectual Property: America's Competitive Advantage in the 21 Century" *Columbia Journal of World Business*, Vol.31, No.1 (Spring 1996), p.7.

これは、商務省副長官であり、特許商標局長である Bruce A. Lehman が、Columbia Journal of World Business 31巻 No.1 (Spring 1996) に掲載した論文、“Intellectual Property: America’s Competitive Advantage in the 21 Century”（「知的財産—21世紀における米国の競争優位性」）で述べたものである。

鉄鋼等の従来型の基幹産業分野における国際競争力低迷に喘ぎ、1980年代には財政収支・経常収支の大幅な赤字に直面した米国が、レーガン政権の下でそれまでの「反独占主義」を大幅に軌道修正し、特許を武器と考える「プロパテント政策」を明確に打ち出した意図には、トレード・シークレット法の確立を含む広い範囲で、知的財産権保護強化を諸国に要請することで、知的財産からの収益を再投資の原資とし、次の知的財産形成へと繋いでゆき、対外的にも強力な知的資本を形成することで、技術的国際競争力をより強化しようとする米国の競争力回復政策が如実に現れている。米国が通商政策の支柱に「知的財産権保護の強化」を掲げ、GATT（関税及び貿易に関する一般協定）、ウルグアイラウンド交渉だけでなく、諸国との2国間交渉に挑んできたこともその現れである。そして、一連の政策の下で、米国企業も派手に訴訟戦略に出た。一時は「日米特許紛争」のといういかめしい名で、日

（8）しかし、技術的国際競争力の強化、知的財産権保護の強化に米国の将来を重ね合わせる政策は、レーガン、ブッシュ、クリントン政権下だけのことではない。すでに、カーター大統領は1979年10月、議会に対して、「産業技術革新政策」と呼ばれる教書を提出していた。この教書において、カーター大統領は「世界の指導的な産業国家は、現在、技術革新を通じて、競争上の優位を築こうと努めている。これはもはや無視することのできない挑戦である。この挑戦に応えるには、われわれは今後数10年にわたり、国家の競争力と企業精神を向上させる独自の政策を打ち出さなければならない」と宣言している。米国産業の競争力を高めるには、技術革新こそが重要であり、これを強化することが、諸外国に対抗して米国が生き抜いていく道であるとして知的財産の保護政策を強く打ち出したのである。米国知的財産権の保護強化政策はこの時代から既に始まっていたのである。これを受けて議会は翌年、特許法改正を行った。

本企業を驚愕させた一連の特許紛争がその例である。

しかし、ここ数年は包括的なクロスライセンス契約を結び、メーカー間で特許使用料を相殺する方法が増え、また、米国景気が好調故にか、日米企業間の係争数は減少しているかのように見える。それは、日本企業の側が米国型知的財産権戦略なるものを学び、予め訴訟予防策を講じる一方で、今度は対アジア諸国の知的財産権の不備を指摘し始めるという現象が、知的財産権問題における米国的色彩を排除し、この問題の普遍性を強調させていることが要因であろう。

だが、Bruce A. Lehman の言葉からみても、米国と他の諸国間にみられる知的財産権問題と、例えば日本とアジア諸国間にみられるそれは大きく異なっていると思われる。勿論、日本もアジア、その他の発展途上国の知的財産権制度整備を促している。⁽⁹⁾ その意味では、米国が日本に行ってきた要求を、今度は日本が身近なアジア諸国に行くことによって世界的な知的財産権の「世界標準化」が目指されているのかもしれない。

しかし、米国－日本間の問題は、日本－アジア諸国間の問題とはその次元を大きく異にしていると思われる。何故なら、米国においては「知的財産権が有体物と同様かそうであると同様に、法律の下で完全に保護されるのであるならば、新技術により米国が確立できる優位性は保持される」⁽¹⁰⁾とヤングレポートが冒頭に述べているように、知的財産権の「世界標準化」、アイデア保護の「世界標準化」こそが米国及び米国企業の代替性のない競争回復手段そのものだからである。

すなわち、多くのクリエイターを抱える米国の「知的財産権世界標準化」

(9) 日本における途上国の工業所有権制度整備に関する協力については、特許庁総務部国際課、「工業所有権をめぐる最近の国際情勢」、『通商ジャーナル』、1995.4、p.25 が詳しい。

(10) The Report of the President's Commission on Industrial Competitiveness, *Global Competition—The New Reality—*, January 1985 Volume II, p.306.

に対する国家的取り組みから見ると、近年激化が予想されるとは言え、日本とアジア諸国間の係争も所詮フォロア一間の先発、後発争いにしか過ぎない感は否定できない。この点からも知的財産権の標準化問題を論じるにあたって「米国」を特に顧みる必要性があろう。

そして、注目すべきは、上述の特許商標庁長官の言葉にもあるように、米国が21世紀の競争優位力の鍵を既存の特定産業ではなく、その形すら見ることができない、すなわち、従来の産業形態では予想できなくなるほどの進展を遂げる「知的財産」そのものとまで見ている点である。かつて“intangible asset”（無体財産）を「国家の競争力」の源泉にまで押し上げた国があったであろうか。また、知的財産を「潜在的な競争上の武器」(potent competitive weapon)⁽¹¹⁾と国家規模で定義した国があったであろうか。

確かに、米国以外にも、英国 I C I 社（インベリアル・ケミカル社）の特許部長のように英国はその植民地の失地に替えて、英国研究開発部隊が作り出す、発明・発見を全世界に特許権化し、他国が特許の存在に気づいたときには既に各個たる特許網が形成されており、その保護の下に排他的かつ支配的に英国製品を浸透させるという構想にこそ新しい植民地獲得の特許戦略を抱いた者もいたであろう。また、ドイツの I・G ファンベルのように、それまで開発してきた技術をもって、米国のスタンダード石油と秘密協定を結び、莫大な額の資金を引き出し、植民地のないドイツが植民地に獲得に代えて科学と技術による新たな植民地を創設すべく世界の化学産業をリードしていったという事実もあろう。⁽¹²⁾

しかし、米国ではかつての英国やドイツとは規模の違う企業戦略の策定が国家支援の下に繰り広げられている。そして、英国やドイツの技術を盾にした覇権国家への挑戦は既に断念され、ペニシリンから、コンピューター、ジェッ

(11) *Business Week*, May 22, 1989, p.80.

(12) 井上岳史、『特許が世界を塗り変える』, NTT出版, 1995年, 8頁。

ト機に至るまで、英国が先頭を切って開発に乗りだした諸技術は、結局は米国により大規模に研究され、産業化され、汎用化されてしまっており、既に過去の戦略でしかない。しかし、米国は知的財産産業に21世紀の国家的威信をかけ、国外からの「技術独占」の非難に構わず⁽¹³⁾、標準化政策を進めている。

(13) 米国の知的財産権保護制度が内実はテクノ・グローバリズムから、テクノ・ナショナリズムへの転換であることを指摘し、その限界と矛盾を問う声もある。ハーバード大学のロバート・ライシュ教授は、1987年ハーバード大学の U.S.-Japan Program での講演“The Rise of Techno-Nationalism”において、第二次世界大戦以降1970年代半ばまで、米国の大学研究所、企業の研究所、国防関係研究所では世界の科学者、研究者、技術者が参画した多数国間のプロジェクトが行われ、それが研究の刺激と原動力として米国の技術開発を担うというテクノ・グローバリズムの色彩の濃さを指摘し、それが技術開発へのアクセスを米国企業のみに限定し、外国企業の参画を認めないテクノ・ナショナリズムに変貌しつつあるとして、台頭してきたテクノ・ナショナリズムの限界及び矛盾を指摘している。ライシュ教授がテクノ・ナショナリズムの限界と矛盾として指摘する次の点は注目するべきであろう。

- (1) 現在の知識を国境内に止めておくことは不可能である。技術は国境を越える時代であり、規制対象範囲を世界に広げようとするのは不可能に近い。
- (2) 対象を米国人、米国の会社、大学に絞った場合、米国人とは何か。米国会社とは何であるのか。米国企業をとっても複雑である。例えば株主は外国人、管理は外国人、従業員は米国人の会社はどうなるのか。例えば、IBM社は全ての研究・開発プロジェクトに外国人が参加している。さらに、2国間のジョイントベンチャーを見ると、米国企業と日本企業間で締結されている企業間の戦略同盟のケースが多いが、モトローラ社は東芝とジョイントベンチャーを作ったので技術が企業間に流れるという理由でモトローラ社は米国の研究プロジェクト参加を禁じられることになるのだろうか。現在、ほとんどの米国のハイテク企業は技術協力、生産協力、ライセンス協力等を通して何らかの形で日本企業と提携している。テクノ・グローバリズムが趨勢であることからテクノ・ナショナリズムは今後も余り意味を持たない。
- (3) 仮に、経営戦略上可能だとしても、技術を米国に止めて置くことが米国の利益になるのか。(内田盛也、『テクノポリティクス』、日刊工業新聞社、1991年、55-56頁。)

米国での知的財産権保護制度の強化が本当のテクノ・ナショナリズムかという政治的色彩の強い問題に対する明確な判断はここでは控えたい。しかし、仮に USTR (米国通商代表部) 等が頻繁に使う「米国の技術」なる語にテクノ・ナショナリズムの意味合いが含まれていると考えると、ここにも米国における知的財産権問題の特異性があるのかもしれない。

日米企業文化にみる知的財産戦略の比較（1）（マノジュ L. シュレスト）

知的財産権保護の為の諸法を制定し、WTO（世界貿易機関）をはじめとする国際機関に圧力をかけ、2国間交渉においては各国に制度改革を促す、そして、企業は「アイデア」侵害訴訟を世界中で繰り広げる。21世紀の技術覇権にこれほどのエネルギーをかける米国の実態からも、米国の知的財産権標準化政策とその風土により醸造される企業の戦略の実態を考察する必然性がある。

4. 米国経済と知的財産権政策

（1）「アイデア」を保護せよ

大英帝国からの政治的独立の後、米国が直面した次なる問題は経済的意味での独立であった。際立った自前の技術を有していない旧植民地国は、総じて技術の輸入者の側にあった。新しい道具、革新的な技術は外国から購入してくるか、移民による伝播を持たざるをえなかったのである。既に、米国憲法が制定される以前に、多くの地域では特別な規定を以って、個人に特許を与えていたのであるが、諸州の競合する特許は発明をかえって保護しにくいものとし、争いの種を生じさせてしまったのである。

しかし、発明が新製品を生み出し、経済を成長させるという重要性が認識されるようになると、新国家の創設者達は、その憲法にまで「議会は・・・著作者の著作物または発明者の発明に対して、一定の期間彼らに排他的な権利を与えることによって、科学及び有用な技術の進歩を促進する権限を有する」（第1条8節8項）という規定を盛り込んだのである。既に、新国家の創設者達は、政府が新技術の研究開発を促し、輸送の為のインフラを整備することが、経済成長と独立に不可欠な要素であるということを認識していたと考えられる⁽¹⁴⁾。

(14) Bruce A. Lehman, op.cit. p.8. 初期の米国技術の発展にとって、特許制度が大変重要であったことは言うまでもないが、特許商標庁の記録はまさに「国家の

だが、発明は人類共通の財産であると考える創作者が米国にいたことも事実である。電信の発明で有名なモールスが電磁石を用いた最初の実用的な電信機を発明したのは1837年であるが、現実にはその頃すでにチャールズ・G・ページにより音声の伝達については先駆的研究がなされていた。そして、その研究を受けて、物理学者ジョセフ・ヘンリーは電信に関する原理を論文化していたのである。ヘンリーは電信の実験を成功させ、電送の距離を延ばすために既に1835年には継電器を発明していたものの、あえてその特許は取得していなかった。それは、彼が発明を人類共通の財産と位置づけ、発明者による当該発明の独占には疑問をもっていたからだと言われている。

しかし、一方で発明と特許の取得を繰り返したトーマス エジソンが特許関連訴訟に明け暮れながらも、GEを創設したのも、グラハム ベルが後にAT & T (米国電話電信会社) と呼ばれることになるベル電話会社を設立したのも、発明者に一定期間の技術の独占を認めた特許権の成立があつての快挙であつた。そして、大統領にして、唯一の特許保持者でもあつたリンカーン大統領が、経済における特許の保護の役割を表して、「特許制度は天才の炎に利益という名の油を注ぐ」と述べた、この新国家の特許保護(プロ・パテント)政策により、米国においての産業革命が進行したことは否定できない事実であろう。

米国の産業革命の父と呼ばれるS.スレーターがニューイングランドに米国最初の機械制木綿紡績工場を設立したのは、奇しくも1791年という米国特許法施行の年であり、E.ホイットニーが米国式技術の典型とまで言われた

宝]であつた。特許商標庁の初代長官 Dr. William Thornton (1802-1828) は英国人によつて、1814年8月25日に特許商標庁の建物が燃やされそうになつたとき、自ら馬に乗って駆けつけ、英国軍兵士と対峙し、特許商標庁の建物を守つたのであるが、後に、この英国人の行為を「人類にとって有益であるものを燃やすというのは、アレキサンドリヤ図書館を燃やしたことで全近代国家から非難を受け続けているトルコと同様に、野蛮な行為である」と非難し、特許を「人類の益」に資する点を強調している。

日米企業文化にみる知的財産戦略の比較（1）（マノジュ L. シュレスト）

彼の互換部品方式により製造した6丁のマサケット銃をロンドンの万国博覧会に出品したのが1851年、米国特許の数が1000件をようやく越えた時期であった。この1850年代半ば、米国は最初の産業革命を遂げ、経済的にも英国からの独立を果たしたと言われている。新国家に新しい技術を興させるインセンティブとなった特許制度が、産業革命につながり、そして、経済的にも国家としての独立を促すという重要な役割を担ってきたことも明らかである。

そして、英国から経済的にも独立を遂げた米国は、いよいよ石油、ガソリン、機械という基幹産業を育てる時代に到るのであるが、19世紀後半の経済成長は新技術の開発、石油やガスといった新しい形のエネルギーの開発、大企業や大量生産という新しいビジネス形態の出現に基づくものであった。この19世紀後半の際だった特徴としては、新技術及びインフラ、新しいビジネス形態の関係に見られるシナジー（相乗）効果が上げられるであろう。ヘンリー・フォードの自動車、トーマス・エジソンの蓄音機、アンドリュー・カーネギーの鉄鋼、ジョン・D・ロックフェラーの石油、ライト兄弟の飛行機等とこれらが米国経済及び米国人の社会、生活に与えた影響ははかり知れない。これらの技術が米国をより近代的、ハイテク化の大量生産型経済への形作っていったのである。そして、このような時代においても、特許の保護を通して、さらなる発明と投資が継続されていたのである。

（2） アンチパテント時代

しかし、このような建国以来のプロパテントの傾向は一貫して続いてはなかった。1929年、大恐慌が米国を襲うと、その原因の1つに「独占」が挙げられ、競争制限的な行為に対する非難が高まる中で、特許も一種の「独占」を形成するものであるとして糾弾されるようになったのである。そして、米国経済が群を抜いて強かった1950年代、60年代は裁判所が特許法よりも、反トラスト法の適用を重視する時代が暫く続くことになった。⁽¹⁵⁾

それ故に、「アイデア」を保護するための知的財産権に関する法的枠組みは19世紀後半に整備されたものの、1930年代以降、米国がその国際競争力の衰退にともなって再びプロパテント時代を迎えるまでは、やや後退傾向をたどったと言えよう。

特許を中心とする知的財産権保護政策の変遷は以下のようにまとめられる。

図表1 米国における「アイデア」保護の歴史

第一次産業革命	1787年	米国憲法第1章8節8項は「新規性のある有用なアイデア」の所有者に「ある一定期間の独占権を付与することを認めた。トーマスジェファソンが初代の特許長官に任命。
	1790年	米国特許法交付
	1800年代	議会在特許及び著作権の保護強化に乗り出す。これが米国における産業革命を促す大きな要因であったと考えられる。
第二次産業革命	1930年代－ 1940年代	ニューディール政策が遂行される中で、反トラスト法の施行が強化された。特許保護の傾向は後退し、特許紛争においては特許が次々と無効とされた。1939年、米最高裁判所は発見された自然法則、科学的事実及びその数学的表現の特許を否定。
	1950年代－ 1970年代	1952年には特許制度と反トラスト法との調和を図った米国特許法が制定され、現行特許法の基礎となった。しかし、特許制度と反トラスト法とは調和せず、独立関係が続いた。米国が世界市場を支配するに及んで、知的財産権の価値はやや減退する。司法省は特許権を積極的に行使して、市場を独占しようとする企業に対して反トラスト法の適用を積極的に検討するようになる。1974年には製造業における最初の貿易赤字が計上され、知的財産に関して再び注目が寄せられる。しかし、議会はそれに対する法案を可決するには至らず。アジアからの対米輸出が伸びる。1972年、アルゴリズムや数式は特許対象にはならないとして、10進法→2進法アルゴリズムに関する特許を拒絶。

注) *Business Week*, May 22, 1989, p80-81及び那野比古,『先端特許大戦争』, NTT1993年, 42頁を参照して作成。

(15) Lawrence Anthony Sullivan, *Handbook of the Law of Antitrust*, West Publishing Co., 1977, p.506

（3）プロパテント時代

図表1にまとめたアイデアの保護をめぐる米国制度の変遷からも明らかのように、米国はその建国の際に、すでに憲法において、アイデアの創設者の権利の保護をうたってはいた。しかし、その保護の程度というものは、これまた「独占」をも嫌う米国の風土にあっては、必ずしも一貫したものではなく、米国経済政策の転換の中で、移り変わってきたと言えよう。

しかし、1980年代後半以降、前述したように、プロパテントの傾向に再び拍車がかかることになった。そして、旧来の産業構造が知識集約型の経済へ転換を遂げようとするこの時代、アイデア、技術革新、知的財産権というのが時代のキーワードとなってきたのである。新興企業も、そして、リストラ（再構築）を行った企業も、双方ともに知的財産権が最も価値ある経営資源であることを認識し始め、世界市場における競争優位性の確立にとって、企業の知的財産権保護がいかに重要であるかを認識し始めたのである。

そして、国内的には通商法301条、関税法337条、製法特許に関する特許法といった法改正を促すとともに、国際的にはGATTを交渉の場として、国際的な知的財産権保護強化政策の整備に向けての先導役を担い、また、通商法301条を巧みに利用しての2国間交渉を積極的に開始する米国のパテント政策が顕在化し始めた⁽¹⁶⁾。ここに、知的財産権保護の「世界標準化」によって過去の研究開発成果を再び活用して国際競争力の維持、再生に努め、その一方でソフトウェア、バイオテクノロジー（生命工学）等の最先端技術の国際的保護により、新たな国際市場での覇権の確立をめざす米国系企業の知的財

(16) アメリカは、「スペシャル301条」を楯に、日本、ECから韓国、台湾等の新興工業国、さらには中国、インドネシア、ラテンアメリカ諸国に対して2国間交渉を積極的に推し進めたのである。その結果、韓国、中国、台湾では新たに物質特許、著作権によるコンピューター・プログラムの保護が与えられることになった。そして、特許制度の存在しなかったインドネシアにも、特許法が成立することになった。

図表2 米国プロパテント時代

第三次産業革命	1980年	司法省は自社技術のライセンス許諾を拒絶する等して過度にその特許を保護しようとする企業に対する反トラスト法の適用を緩和する。企業は外資系の競合企業に対抗するため、知的財産権のより強固な保護を求めるロビーを展開し始め、議会もその方向に動き出す。米控訴審では、アルゴリズムが物理的な要素やプロセスに適用できるものであれば、特許の対象となると判示。最高裁は80年6月「人工の新しいバクテリアは自然界に存在していないものであり、特許の対象となる」として、GEの「チャクラパーティ・パテント」17を認める。著作権法を改正し、ソフトウェアを保護対象とする。
	1982年	特許裁判の窓口を一手に引き受けるCAFC（連邦巡回区控訴裁判所）を設立。18

(17) チャクラパーティ特許はGEの研究者、チャクラパーティが創り出した原油を食べるシュードモナス属の新種の細菌に関するもので、1972年石油汚染対策に有効であるとして特許申請がなされた。しかし、特許商標局は、生物体は特許法の適用外として、拒絶査定を行った。しかし、上告した連邦関税特許高裁は、この査定を覆し、最高裁判所も、1980年6月判事5対4の僅かな差で、「生物は自然の所産であるが、それが人為的な操作によって、新たに作り出されたものであれば、特許法第101条に規定する特許性のある対象物となる」と判示して、新種細菌を特許法という物質合成物による製品に当たるとして特許を付与したのである。この判断は、遺伝子工学をベースとするバイオ産業を奮い立たせる画期的判断として、産業界から歓迎された。（那野比古、『先端特許大戦争』、NTT出版、1993年、33頁、大森陽一、『日米知的財産権戦争』、集英社、1992年、212頁。）

(18) CAFC が設立されるまでは、12の連邦控訴裁判所が特許に関してそれぞれ別々に判決を下していたため、同じような特許紛争でも、異なった判決が出てしまい、連邦控訴裁判所の判決のバラツキが問題となっていた。しかし、1982年以降は特許に関する2審はすべてCAFCの管轄下で行われるため、統一された特許制度の運用が図られることになった。それ以前には特許関連の裁判の30%しか特許権者勝訴判決を下さなかったにもかかわらず、この裁判所の下では、80%が特許権者に有利な判決が下されると言われている。（*Business Week*, May 22, 1989, p.81）さらに、CAFCでは、特許侵害の有無を判断する際に「均等論」という概念が積極的に導入された。この「均等論」が適用されると、特許の中身を規定している個々の要件が問題になるのではなく、実質的に同じようなものであれば、特許侵害があったと認定されるため、特許の範囲は拡大され、特許権者に有利に働くのである。

日米企業文化にみる知的財産戦略の比較（1）（マノジュ L. シュレスト）

1983年	レーガン大統領「大統領産業競争力委員会」を設置。1985年1月にはヤングレポートと呼ばれる報告書、Global Competition - The New Reality 19が発表。
1984年	半導体チップ法制定
1985年	カーマーカー特許成立20（リニア・プログラミングの新しい解放に関する特許）。
1986年	損害賠償額が58億ドルに上ったポラロイド社対イーストマンコダック社の訴訟に代表されるように、特許紛争が激化。他の判決も、特許権者の主張を支持する傾向が高まった。GATT、ウルグアイラウンド開始。米国はインド、ブラジルを中心する発展途上国の反対にもかかわらず、サービス、知的財産権及び外国投資規制を交渉項目に加えることに成功。
1987年	数式（解法）が徐々に特許の対象となる。「ブラウエル変換に関する厳密解の方法とコンピューター処理法」（スタンフォード大学のブラウエル）
1988年	「遺伝子組替えによる非人類ほ乳類」と名付けられた「マウス・パテント」21の特許成立。新包括通商法制定。

(19) ヤングレポートは以下の5つの勧告を行っている。

- (1) 研究・開発の促進及び製造技術の向上
 - (2) 産業界への資金の円滑な投入
 - (3) 教育・訓練を通じての人材の育成
 - (4) 輸出拡大を目指した通商政策の策定
 - (5) その他の行動—国家レベルでの起業家精神の高揚と技術革新の推進特許を中心とする知的財産権保護は、(1) のところで述べられている。
 ここでの具体的提言としては、以下のような点が挙げられる。
 - (1) 米国国内で必要な法律の改正について、
 - (2) 1974年通商法301条を武器とする2国間交渉の推進について、
 - (3) 発展途上国の知的財産権制度を確立・充足させるための2国間交渉の推進について、
 - (4) 多国間交渉の場としての GATT の活用について
- (20) カーマーカー特許については今野浩、『カーマーカー特許とソフトウェア—数学は特許になるか—』、中公新書、1995年が詳しい。
- (21) これは遺伝子組替え技術によって癌遺伝子を組み込まれた癌にかかり易いねず

1989年	「フーリエ変換に関する新法」(TRW社)「コサイン変換に関する厳密な解法」(ダ・ハーメル), 「エラー許容可能な画像圧縮アルゴリズムを組み込んだシステム」(イーストマンコダック社)に対する特許権成立。ベルヌ条約加盟。日米構造協議開始。
1993年	GATT, ウルグアイラウンド最終合意。
1994年	米国特許の有効期間を日欧制度と同様に出願日を起算点にすることに合意。

注) *Business Week*, May 22, 1989, p 80-81 及び那野比古, 『先端特許大戦争』, NTT出版, 1993年, 42頁を参照に作成。

産権戦略も明確になってきたのである。図表2はプロパテント時代の米国を概括的にまとめたものである。

(4) パテント政策と AT & T の企業戦略

米国の「アイデア」の保護をめぐる政策の変遷は、前述の AT & T の経営戦略にも如実に反映されている。AT & T の前身は前述したグラハム・ベルの設立したベル電話会社であるが、このベル電話会社の最大の資本はベルが1876年3月に取得した電話機についての特許であった。電話事業のようなスケール・メリットが発揮される産業において、それが特に米国のような広い国土で展開されるとなると、その通信ネットワークには莫大な資金が必要であった。ベル電話会社は次々と地方の電話会社の買収に乗り出し、それらを傘下に吸収することで、ネットワークを長距離回線で結ぶベル・システムと呼ばれる体制を築き上げたのであるが、その資金調達には特許が不可欠な武器として機能していた⁽²²⁾。

みを対象とする特許である。これについては近藤恵嗣, 「アメリカにおける動物特許一上」, 『発明』, Vol.87, No.5, 90-5, p.14-17 及び近藤恵嗣, 「アメリカにおける動物特許一下」, 『発明』, Vol.87, No.6, 90-6, p.34-38 が詳しい。

(22) ベル電話会社が、特許以外で電話事業を支配するために採用したもう1つの戦略は、電話機製造の独占であった。そのためにベル電話会社は1881年、ウェスタン

特許防衛のための特許侵害訴訟は会社設立後の10年間に600件以上に上り、そのいずれにも勝訴したと言われているが、特許侵害訴訟とも並行して、ベル電話会社及び AT & T は競争特許の買収にも積極的に乗り出し、地方の電話会社を買収し続けることで、当時17年間であったベルの電話機についての特許が切れる1893年以前に、AT & T はこの基本特許なくとも電話事業において独占的地位を確立していたと考えられている。

そして、1910年代から第2次反トラスト法訴訟による同意審決（1956年）に至るまでの時代において、AT & T の市場独占は確固たるものとなるのであるが、この時代は司法省との独占をめぐる駆け引きも見られる時代であった。しかし、シカゴ学派の優勢、すなわち、電気通信分野では生産量が大きい程単位あたりのコストが逓減し、従って1社が市場を独占することが経済的にみて最も効率的であるとする規模の経済に支えられた自然独占論が理論的にも支配的になるに及んで、AT & T の特許を最大限活用しての技術の独占と企業買収による巨大企業への成長は、自然独占論にも裏付けられたプロパテント政策という米国の産業政策の下でより堅固なものとなっていった。

しかし、その後の政府がアンチパテントへと政策転換を遂げる中で、独占的地位にある同社と司法省との駆け引きは続いた。同社に対する第2次反トラスト法違反訴訟は、結局、1959年の同意審決による和解で決着しているが、そこでは AT & T が公衆通信事業以外には行わないこと、通信機器につい

・エレクトリック会社を買収している。同社はベルとの特許先陣争いで敗れたエリシャ・グレーによって1869年設立されたグレー・アンド・バートン社が前身である。グレー・アンド・バートン社はあまりにも広く事業を展開したために、経営に行き詰まり、1878年ウェスタン・ユニオン社に電話機製造のために買収され、これをみたベル電話会社がこの部門を買収して傘下に入れ、1881年、100%子会社のウェスタン・エレクトリック社を発足させた。（長谷川俊明、『競争社会アメリカ』、中公新書、1991年、34頁。）

(23) ベル電話会社は、長距離電話の需要に応じ次第にロングラインの敷設に力を注ぐが、このベル・システムの運用・構築の為にベル電話会社の子会社として1885年、設立されたのが AT & T (American Telephone and Telegram) 社である。

ての特許をライセンス契約によって他社にも公開するという内容となっている。結局、第2次反トラスト法違反訴訟における企業内分離は免れたものの、この事件は独占を悪とする一種のアンチパテント時代的特徴を示したものとと言えるのではないだろうか。

しかし、1970年代から80年代にかけてのプロパテント時代の到来は独占的大企業に対する反トラスト法違反訴訟にも大きな転換をもたらすことになった。AT & T 同様に、司法省から睨まれつづけてきたコンピューターの巨人IBMに対する反トラスト法訴訟も、すべての審理を終え、当事者による最終弁論を残すのみとなった段階で、レーガン政権で新たに就任した司法省のウィリアム・バクスター次官補の登場で「訴訟は続ける利益がない」として1982年1月取り下げられたのである。AT & T に対する反トラスト訴訟においては、司法省反トラスト局長に就任したバクスター氏は「徹底してやり抜く」と言明したものの、結局はレーガノミックスによる産業政策の大きな潮流の変化はこの反トラスト違反訴訟にも影響を与えることになった。この事件はAT & T の分割を含んではいるものの結局は同意審決にて決着することになったのである。⁽²⁴⁾

そして、元来「ハード」な物を対象としてきた特許を「ソフトウェア」にまで拡大するという「特許のソフト化」が進むプロパテント時代の中で、AT & T もその潮流を見据えた先鋭的な戦略の展開にでている。同社が1989年6月に取得したコンピューターによる総合生産システム(CIM)の手法そ

(24) 確かに企業分割を余儀なくされたことは、ハード面ではAT & T にとっては打撃であったことは言うまでもないだろう。しかし、それまでどちらかというところ採算分野とみなされてきた22のベル電話会社を切り離し、一方ではAT & T のドル箱的存在であった長距離通信部門を手元に残したこと、また、通信機器製造のウェスタン・エレクトリック社は解体はされたが、内実はそのままAT & T の傘下に置かれていること、ベル研究所も残されたことは、AT & T の将来的起動力からみると、それほどの障害にはならないとみる意見もある。(長谷川俊明、『競争社会アメリカ』、60頁。)

日米企業文化にみる知的財産戦略の比較（１）（マノジュ L. シュレスタ）

のものを対象とする特許はその戦略の象徴的なものであろう。何故なら、CIMは工場等における製品開発・生産過程をコンピューターで一元的に管理する考えないしは手法だからである。この特許の中心概念となるのはCIMの手法そのものであるため、特許侵害の認定範囲は一般の製造工程全般にわたるほど広く、同社がこの特許をもとにして、外国企業の輸出攻勢すらストップ可能であると言われている。⁽²⁵⁾

さらに、前述した生産計画、ポートフォリオ選択、輸送計画等に威力を発揮する線型計画法に画期的な解法をカーマーカー特許として発見者のカーマーカー博士とともに権利化したのも AT & T のベル研究所であった。米国では、このカーマーカー特許を皮切りにソフトウェアの中に存在しているアイデアやアルゴリズム、基本アイデアを特許の対象にしようとする「特許のソフト化」戦略が展開され始める時代の幕開けとなるのであるが、その中で、米国のプロパテント政策を睨んで特許戦略を策定してきた AT & T の戦略は特筆すべきものであろう。⁽²⁶⁾

基本的なプログラムの機能や手法にまで特許が成立する「特許のソフト化」が進めば、すでに常識と思われている知識までもが次々と特許化され、その常識化された知識をもとにつくられたソフトウェアが特許侵害として訴えられる対象になるという危惧が起り、ソフトウェアの開発へのインセンティブがそがれかねないことは事実であろう。しかし、特許戦略により成長してきた AT & T の新たな企業戦略は、こうした米国の「アイデア」をめぐる産業政策の動向を色濃く反映したものであると言えよう。

(25) 当該特許は“Product Realization Method”と呼ばれ、CAD・CAM（コンピューター援用設計・製造）を中心とした設計・加工・組立てという一連の生産過程をコンピューターにより制御し、ロボットが製造するシステムである。

(26) 長谷川俊明、『日米パテントウォー』、弘文堂、1993年、22頁。

(5) 米国の直接投資における知的財産権保護の影響

米国の80年代のプロパテント政策は、AT & T 程先鋭的ではないにしても、米国企業の企業戦略における意識にも大きな影響を与えている。図表3は、研究開発から流通販売に至るまでの各段階における知的財産権保護のあり方が米国6産業における主要企業の直接投資にいかん影響を与えるかを調査した結果である。

図表3 米国の6産業における直接投資に知的財産権保護のあり方がいかん影響を与えるか (1991年)

産業	流通販売	組立段階	部品製造 段階	完成品 製造段階	研究・開発 段階	平均
化学	19	46	71	87	100	65
輸送機器	17	17	33	33	80	36
電気機器	15	40	57	74	80	53
食品	29	29	25	43	60	37
金属	20	40	50	50	80	48
機械	23	23	50	65	77	48
平均	20	32	48	59	80	48

出所 IFC1995年データより作成。

(注) 各格産業においてサンプリングした企業数は、化学16社(化学は医薬品も含む)輸送用機器6社、電気機器35社、食品8社、金属5社、機械24社。しかし、サンプリングした全ての企業がすべての質問に答えたわけではない。

この表は、パーセンテージの数値が高い程、知的財産権保護のあり方が、その産業への直接投資に影響を及ぼす可能性の高さを表している。すなわち、例えば化学薬品(医薬品)の研究開発段階においては、知的財産権の保護の程度は米国の主要企業の直接投資に100%影響を及ぼすことになる。段階毎でみると、食品を除いて他の5産業においてとも研究開発から流通販売段階に至る程知的財産権保護のあり方が与える影響は下がっていることが特徴的である。そして、各産業毎の特徴を平均値でみると、知的財産権保護のあり方が影響を及ぼす産業の順位は、化学、電気機器、金属、機械、食品、輸送機器となっている。

日米企業文化にみる知的財産戦略の比較（1）（マノジュ L. シュレスト）

そして、図表4は、その完全子会社に対しても、その地域の知的財産権保護が弱いために最先端技術の移転は行わないとする米国企業の動向を示した調査結果である。

図表4 米国の主要な企業の完全子会社に対してもその地域の知的財産権保護が弱いために最先端技術の移転を行わないと答えた割合（1991年）

国名	化学	輸送機器	電気機器	食品	金属	機械	平均
アルゼンチン	40	0	29	12	0	27	18
ブラジル	47	40	31	12	0	63	32
チリ	31	20	29	12	0	23	19
香港	21	20	38	12	0	9	17
インド	80	40	39	38	20	48	44
インドネシア	50	40	29	25	0	25	28
日本	7	40	10	0	0	0	10
メキシコ	47	20	30	25	0	17	22
ナイジェリア	64	20	39	29	20	24	33
フィリピン	43	40	31	12	0	18	24
シンガポール	20	40	24	12	20	0	19
韓国	33	20	21	12	25	26	23
スペイン	0	0	10	0	0	4	2
台湾	27	40	41	25	20	17	28
タイ	43	80	32	12	0	20	31
ベネズエラ	40	20	19	12	0	20	18
平均	37	30	28	16	7	21	23

出所 IFC1995年データより作成。

図表4の国別数値からは諸国のどの産業が対米国間で摩擦を抱えている、あるいは潜在的に抱えているのかが浮かび上がってくるように思える。日本の知的財産権保護が弱いために米国の完全子会社とその技術移転を躊躇する可能性はリスト上では最低ではあるが、日本の場合、対米国との知的財産権摩擦は他の業種がゼロであることから比べると輸送機器における摩擦の高さは一目瞭然である。1980年代後半以降の米国のプロパテント時代、日系企業が特に自動車関連の分野で次々と知的所有権侵害を理由に米国企業に訴えられるようになったことも、この表が裏付けていると言えよう。（以下次号）